

2006 年 1 月 31 日

内航ケミカル船への新構造設備基準等の適用に関する検討会

事務局御中

日本内航海運組合総連合会
危険物ばら積み運送技術専門委員会
全国内航タンカー海運組合
ケミカル特タン委員会

MARPOL 附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に関する内航意見（第 3 次）

1. 排出設備等の要件

（1）新造船

基本的に、2007 年 1 月 1 日以降建造される内航ケミカルタンカーについて新基準を適用すべきであると考ええる。

（2）現存船

2007 年 1 月 1 日以降の最初の定期的検査から適用

2. 排出要件

（1）排出要件の適用期日は、混乱を避けるため、マニュアル書き換え時期である排出設備要件適用の期日とすべきと考ええる。

（2）AppendixⅢの物質で改正後 Z 類となる物質については、改正 MARPOL 第 13 規則 2.3 により緩和が必要と考ええる。

3. 構造要件

（1）新造船

2007 年 1 月 1 日以降建造される内航ケミカルタンカーについて新基準を適用すべきであると考ええる。

（2）現存船

防火構造、消防設備については、改造に莫大な費用が予想されるとともに小型タンカーにおいては、設備を設置するスペースが確保できないケースもある。また、従来、規則の適用外であった油脂類、植物性たんぱく質溶液を輸送しているタンカーにおいては荷役用ポンプが機関室に配置されているケースもあり、一定の経過措置及び適用の緩和が必要と考ええる。

4. 船型要件

- (1) 第2回の検討会で示された**現存の内航ケミカル船への構造・設備基準の適用方針(案)**に対して検討をした。

経過措置の適用については下記のいずれかに該当する場合に経過措置を適用願いたい。

- ① 船型要件が格上げされる物質のうち、新基準に適合する船舶の数が少ない等の理由によって輸送に支障をきたすおそれがあること
 - ② 物質の格上げにより新基準に適合しなくなる船舶が、他の貨物輸送への転用が困難であること
- (2) 具体的な経過措置を願いたい現時点の貨物について別紙の通り取りまとめた。
- (3) クレオソート及び油脂類については案通りの経過措置を願いたい。
- (4) 汎用ケミカル部会 キシレン以下 10 品目
- ① 専用船または半専用船の主力貨物として輸送されている場合
 - ② 栈橋規制等による小ロットの輸送
 - ③ 限定された貨物を専用船で輸送している場合
- (5) 無機質部会
- ① 高温貨物については、100℃を超える貨物を輸送するための特別な構造設備を持ち、他の船舶で輸送することは困難な貨物である。
 - ② 腐食性貨物に対しては、ゴムライニング等の特殊設備を持ち他の貨物への転用が困難であると同時に、他の船舶での輸送も困難である。
- (6) 植物性たんぱく質溶液は、食品の添加材であり専用船で輸送されている。貨物の性格上他種のタンカーで輸送することはできず、他の貨物を積載することもできない。
- (7) 経過措置の期間については、建造造船所の船台事情等から勘案し 10 年を目途として検討願いたい。
- (8) 経過措置を適用する貨物について、未だ汚染分類、船型要件が確定されていない物質もあることから、特定についてはその結果も考慮願いたい。

以上

No.	条 約 名	危規則(別表8の3)	汚染分類		危険性		船型要件		分類
			～2006	2007～	～2006	2007～	～2006	2007～	
1	Aluminium sulphate solution	硫酸アルミニウム溶液	D	Y		P	NA	2	特タン
2	Calcium lignosulphonate solutions	リグニンスルホン酸カルシウム溶	III	NED			NA	NED	特タン
3	epsilon-Caprolactam (molten or aqueous solutions)	カプロラクタム及びその溶液	D	Z		P	NA	3	特タン
4	Castor oil	ひまし油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
5	Coconut oil	やし油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
6	Corn Oil	とうもろこし油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
7	Cotton seed oil	綿実油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
8	Creosote (coal tar)	クレオソート	A	NED	S/P		2	NED	特タン
9	Cyclohexane	シクロヘキサン	C	Y	P	S/P	3	2	汎用
10	Diisobutylene	ジイソブチレン	B	Y	P	P	3	2	汎用
11	Ethylene glycol	エチレングリコール	D	Y		P	NA	3	汎用
12	Fish oil	魚油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
13	Hexane (all isomers) (bb)	ヘキサン	C	Y	P	P	3	2	汎用
14	Hydrogen peroxide solutions(,over 8% but not over 60%)	過酸化水素溶液(濃度が8質量%を超え60質量%以下のものに限	C	NED	S/P		3	NED	特タン
15	Lard	豚脂	III	Y		P	NA	2(k)	油脂
16	Latex, ammonia(1% or less)-inhibited	ラテックス	D	NED			NA	NED	汎用
17	Ligninsulphonic acid, sodium salt	リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶	III	NED			NA	NED	特タン
18	Linseed oil	亜麻仁油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
19	Magnesium chloride solution	塩化マグネシウム溶液	III	Z		P	NA	3	特タン
20	Methyl alcohol	メチルアルコール	D	Y		P	NA	3	汎用
21	Methylcyclohexane (bb)	メチルシクロヘキサン	C	Y	P	P	3	2	汎用
22	alpha-Methylstyrene	アルファメチルスチレン	A	Y	S/P	S/P	3	2	汎用
23	Palm kernel oil	パーム核油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
24	Palm oil	パーム油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
25	Palm olein	パームオレイン		Y		P		2 (k)	油脂
26	Palm stearin	パームステアリン	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
27	Phthalic anhydride (molten)	無水フタル酸	C	Y	S/P	S/P	3	2	特タン
28	Pyrolysis gasoline	分解ガソリン	B	NED	S/P		3	NED	汎用
29	Rape seed oil	菜種油	D	Y		P		2(k)	油脂
30	Rice bran oil	米ぬか油	D	Y		P	NA	2(k)	油脂
31	Safflower seed oil	サフラワー油	D	Y		P	NA	2(k)	油脂
32	Sodium hypochlorite solution(15% or less)	次亜塩素酸ナトリウム溶液(濃度が15重量%以下のものに限る。)	C	Y	S/P	S/P	3	2	特タン
33	Soyabean oil	大豆油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
34	Sunflower seed oil	ひまわり油	D	Y		P	NA	2 (k)	油脂
35	Tallow	タロー	D	Y		P	NA	2(k)	油脂
36	Vegetable protein solution (hydrolysed)	植物性たんぱく質溶液	III	Z		P	NA	3	
37	Xylenes	キシレン	C	Y	P	P	3	2	汎用
38	環境庁告示 No.35	塩化カルシウム	III				NA		特タン